

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の公布及び生活安全部門の許可等事務におけるインターネットを利用する公示等に係る留意事項について

令和8年6月1日

道本保第890号

／警察本部生活安全部各所属の長／各方面本部生活安全課長／各警察署長／宛て
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の一部が令和8年5月21日から施行されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第46号）等が同日から施行された。

その概要及び生活安全部門の許可等事務におけるインターネットを利用する公示等に係る留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

本改正は、「書面掲示規制」等に該当する条項について、改正を行うものである。

「書面掲示規制」は、公的な証明書等を紙発行で特定の場所に掲示することを求めている規制を指すが、公示送達制度においても、当事者の利便性を向上し、制度を合理化する観点から、インターネット等を利用した公示方法への移行が進められている。

この点、公示送達制度を規定する警察庁所管の法律は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）によって包括的に改正され、同改正によって、公示送達は、従来の掲示板等への掲示等に加え、不特定多数の者が公示すべき事項を閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行われることとなり、その方法は内閣府令又は国家公安委員会規則に委任されることとなったことから、今回所要の規定を整備することとしたものである。

また、公示送達制度とは異なるものの、特定の事項を掲示板に掲示して行うことと規定され、掲示した日から起算して一定期間を経過した後に法的効力が生ずるという点において公示送達に類する制度も複数存在しており、これらについても同様の対応を要することから、所要の規定を整備することとしたものである。

このほか、他官庁が所管する法令についても同様の改正が行われている。

2 改正内容

生活安全部門における許可等事務に関しては、下記3に掲げる公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を公示等を行う者である都道府県公安委員会等の掲示板等に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。

本改正は、令和8年5月21日から施行されたが、改正後の規定は、施行後にする公示等について適用し、同日前にした公示等については、なお従前の例によることとした。

3 見直しの対象となった公示等

今回の改正に伴い、運用の見直しの対象となった公示等は以下のとおりである。

(1) 警察庁所管法令関係

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第24条の2第9項に規定する一時保管をした銃砲刀剣類等に関する公告

(2) 他官庁所管法令関係

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項に規定する不利益処分の名宛人

となるべき者の所在が判明しない場合における、聴聞及び弁明の機会の付与に係る事項の公示送達

イ 北海道行政手続条例（平成7年条例第19号）第15条第3項に規定する不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における、聴聞及び弁明の機会の付与に係る事項の公示送達

4 公示等に係る留意事項

本改正に伴い、3に掲げる公示等については、次の(1)及び(2)の措置をとることにより行うこととなったが、留意点はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置

公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法については、公示等を行う者に合わせ、公安委員会又は北海道警察のウェブサイト公示事項を掲載する方法とすること。この点、掲載により情報の拡散が容易になり、公示等の名宛人の名誉やプライバシーが侵害されるおそれ等があることから、掲載に当たっては、以下のアからウまでの全てに留意すること。

ア 公示期間終了後の速やかな削除

公示期間が終了しても当該公示事項がウェブサイト上に公開され続けることのないよう、必要に応じて自動的に削除する機能を設定する、公示等の名宛人が出頭して、送達すべき書類を受領した場合等公示等を継続する必要がなくなったと合理的に判断できる場合に公示等を終了するなど、公開期間の管理を徹底すること。

イ インターネット上の機械的な情報収集手法への対策

公示事項を公開したウェブサイトに対して、クローリング（検索エンジンがウェブ全体のコンテンツを網羅的に把握し検索結果を提供するためにウェブページの内容を自動的に巡回して収集するプロセスをいう。）、ウェブスクレイピング（特定のウェブページにある情報を自動的に抽出して収集するプロセスをいう。）等の機械的な情報収集が行われた結果、名宛人が公示等に係る処分を受けたことが検索エンジンにより容易に判明するなどのおそれがあることから、必ず以下(イ)及び(ロ)に掲げる措置をとるとともに、可能な限り(ウ)及び(エ)に掲げる措置をとること。

(イ) 公示事項の機械可読性を低減させるための次のいずれかの措置

a 公示事項を記録したPDFファイルに対する、内容のコピー、抽出等を禁止する設定の付与（アクセシビリティを担保するため、PDFファイルに対するアクセシビリティのための文書内容へのアクセスは許可する。）

b 公示事項を記載したファイルの全部又は一部の画像化（アクセシビリティを担保するため、公示事項を読み上げた音声ファイルも併せて掲載する。）

(ロ) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の3の規定に基づき国立国会図書館が収集した公示事項を記録したファイルについて、インターネットによる公開及び利用者による複写を許可しないよう国立国会図書館に求める措置

(ウ) 公示事項を公開するウェブページに、クローリングを拒否する意思表示するファイルを蔵置する措置（ただし、国立国会図書館法第25条の3に基づく、国立

国会図書館による国立国会図書館インターネット資料収集保存事業による収集は許可する設定を追記すること。)

(エ) 公示事項を記録したファイルを検索エンジンのデータベースに登録しないようにする設定を付与する措置

ウ ウェブサイトにおける禁止事項の記載

公示事項を公開するウェブページに、公示事項を機械的に収集する行為、転載・拡散する行為等を禁止する旨を記載すること。

(2) 公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、又は公示事項を庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

インターネットにアクセスできない者に対する措置として、現行の規定と同様に公示事項が記載された書面を掲示板に掲示すること又は公示事項を庁舎に設置したデジタルサイネージ、モニター等に表示し、来訪者が閲覧をすることができる状態に置くことのいずれかの措置をとること。